

双葉運動公園事業に係るサウンディング型市場調査実施要領

1. サウンディング型市場調査実施の目的

双葉運動公園事業（以下「本事業」という。）の推進に当たっては、官民が連携し、双葉運動公園の魅力や価値を高める整備及び利活用の取組みを進めることとしています。

一方で整備に際しては、復興の各段階や社会経済情勢、公共施設を取り巻くニーズの変化、更に今後見込まれる新たなニーズへの対応も必要となります。

こうした状況を受け、今回のサウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）は、双葉運動公園の設計・建設・維持管理・運営について、民間活力の活用の可能性、どのような事業手法が適しているか、民間事業者の創意工夫が図れる点はあるか等について意見を収集し、今後の本事業の実施に向けた条件等の整理・検討に活用することを目的としています。

2. 双葉町の考え方

双葉町では復興まちづくり計画（第四次）基本構想案で示したとおり、将来にわたって持続可能なまちであり続けるために、限られた資源を活かしながら、効率的で効果的なまちづくりを進めていく必要があると考えております。

双葉運動公園については、民間の自由な発想、アイデア、経営的視点などを取り入れることで、より効果的・効率的に整備・運営をはかり、地域の魅力と価値をより一層向上させることにつなげたいと考えています。このため、官民連携による事業性の高い活用方法を把握したいと考えております。

3. 当該地概要

所在地	福島県双葉郡双葉町大字中野字羽山前、字谷地前
都市計画	6・5・1 双葉運動公園
土地面積	15.2ha（別紙参考図面の範囲）
主な整備予定施設	多目的球技場、バーベキュー施設、大型遊具施設、大屋根施設、パークセンター 等
整備スケジュール（予定）	令和7年度 都市計画決定、都市計画事業認可 令和8年度 公園施設整備実施設計 令和8年度～令和11年度 造成工事 令和11年度～令和12年度 公園整備工事
参考図面等	秘密保持を遵守いただいたうえで、個別に開示します。（計画段階の図面であり、当調査による提案や今後の検討によっては変更可能性あり）
備考	

4. サウンディングの対象者

- （1）現時点での検討の深度に関わらず、本事業への参画に意欲と関心を有する者。
- （2）法人・その他団体又は個人等で、所在地や住所地は問わない。
- （3）提案者は、その代表者及び構成員、個人が次に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの。
- ② 双葉町工事等の請負等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和62年1月20日訓令第2号）により指名停止を受けているもの。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの開始申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの開始申立てをしているもの。
- ④ 法人（個人）住民税、固定資産税など町税をはじめ、国税、県税等を滞納しているもの。
- ⑤ 双葉町暴力団排除条例（平成26年3月17日条例第5号）第2条に規定する暴力団等に関係しているもの。

5. スケジュール

期 日	項 目	内 容
令和8年5月26日(火)	実施要領の公表	双葉町公式ホームページ
令和8年6月1日(月) ～ 令和8年7月31日(金)	事前登録受付	提出方法はメール、郵送、持参による
令和8年6月1日(月) ～ 令和8年7月31日(金)	参考図面等の交付 (希望者のみ)	交付を希望する場合、「8. 参考図面等の交付」記載の書類と引き換えに行う。
令和8年6月1日(月) ～ 令和8年7月24日(金)	調査内容説明 (希望者のみ) ～ 現地見学 (希望者のみ)	調査内容説明及び現地見学については希望する提案者と日時を相談のうえ、個別に連絡する。 ※要事前登録。
令和8年7月3日(金)まで	質疑の受付	※要事前登録。
令和8年7月17日(金)	質疑の回答	双葉町公式ホームページに記載
令和8年7月31日(金)まで	提案書提出期限	午後4時まで。※要事前登録。
令和8年8月～9月	個別対話実施期間	提案者に別途連絡する。
令和8年10月頃	サウンディング実施結果の公表	名称や企業のノウハウに係る内容の公表は行わず、概要のみの公表とする。

6. 実施要領の公表、取得方法

- (1) 公表期日 令和8年5月26日から
- (2) 配布場所 双葉町公式ホームページからダウンロード

7. 事前登録書の提出

本サウンディングに参加を希望する場合（調査内容説明、現地見学、質疑、提

案書提出)は、事前登録書(様式第3号)を提出すること。

なお、提出先は双葉町役場建設課あてとし、提出方法は電子メール、郵送、持参のいずれかの方法とする。

※メールの場合は送信後、確認のため町担当者へ電話連絡を行うこと。

8. 参考図面等の交付

参考図面等の交付を希望する場合は、秘密保持に関する確認書(様式第5号)を提出すること。提出先は双葉町役場建設課あてとし、提出方法は持参によるものとする。

なお、参考図面等の交付は、当該書類の提出と引き換えに、直接手渡しにより行う。

9. 質疑の受付及び回答

本調査に関する質疑は、事前登録を行った者に限り受け付けることとする。

(1) 質問の提出方法

令和8年7月3日(金)までに質問シートに記入のうえ、双葉町役場建設課あてに、電子メールにて提出すること。

※メールの場合は送信後、確認のため町担当者へ電話連絡を行うこと。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年7月17日(金)に双葉町公式ホームページに掲載し回答する。

10. 提案書の受付

提案書は下記により提出すること。

(1) 提出書類

- ① 応募申込書(様式第1号)
- ② 提案書
- ③ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 提案書への記載内容

- ① 本事業の整備内容について
 - ・ 本事業で整備する施設や機能への意見・提案
 - ・ 本事業予定地の立地特性を活かした事業やイベントへの提案
 - ・ 復興祈念公園を補完する防災・減災機能の導入・活用への意見・提案
- ② 本事業への参画意向について
 - ・ 本事業への参画意向
 - ・ 想定される本事業への関わり方
- ③ 本事業に参画を検討するにあたり、望ましい参画条件等
 - ・ 維持管理・運営期間に対する意見・提案
 - ・ 料金収入等に対する意見・提案
 - ・ 町に負担・配慮を求める場合の内容 等

(3) 提出先および提出方法

令和8年7月31日(金)までに双葉町役場建設課あてに電子メールにて提出す

ること。

※メールの場合は送信後、確認のため町担当者へ電話連絡を行うこと。

11. サウンディング（個別対話）の実施

提出書類をもとに1提案者あたり60分を目安に事業提案内容について対話を行う。対話の実施日については協議により決定するものとし、アイデアやノウハウ等の保護のために非公開、個別に実施する。

(1) 実施場所

双葉町役場庁舎（福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4）

※JR常磐線 双葉駅から徒歩1分

(2) 対話の概要

提出された提案書に記載された内容等について意見を伺う。

12. 実施結果の公表

対話の結果概要を双葉町公式ホームページ等で公表します。

参加者の名称及び企業のアイデア、ノウハウに係る内容の公表は行わず、提案のあった事業概要のみとします。なお、公表内容については、事前に提案者に確認をいただきます。

13. その他の留意事項

- (1) 対話内容は今後の事業検討の参考にするために実施するものであり、対話内容の実施を約束するものではありません。
- (2) 本サウンディングへの参加実績は、本事業に係る事業者公募を行う場合の評価対象とはなりません。
- (3) 事業提案に参加する費用等は、すべて提案者の負担とします。
- (4) 提案された提案書、資料等は返却しません。

14. 担当課

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

双葉町役場 建設課 高村

TEL：0240-33-0129

E-mail:kensetsu@town.futaba.fukushima.jp